

議案第 1 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 10 の項の次に次のように加える。

10 の 2 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報等であって規則で定めるもの
---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公営住宅法施行規則の改正により入居者からの収入の申告を書面の提出に代えて個人番号の提供による方法で行うことができることとされたことを踏まえ、庁内で特定個人情報を利用する事務に公営住宅の管理に関する事務を加えるとともに当該事務で利用する特定個人情報を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。